

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

公益法人改革の目的・方向性については賛成である。現在の主務官庁制は、行政と公益法人の癒着を生み、補助金として傘下の公益法人に流れるのは我々の税金が意図する使用をされているとは言い難い。

改革の内容について細かく賛否を問い、どれを維持しどれを変えていくかという議論であると改革そのものが骨抜きに成りかねないことを懸念する。

今まで100年もの間、ある一部の考え方と裁量で一定の法人格を過保護に優遇処置し続けてきたなかで本来の目的を終えた組織も多くあるはずである。

「公益」法人は社会の利益のための活動を行わなければならない存在意義も薄い。

このような中でどれを削るかという議論よりも抜本的に変える意味においても、法人として先ず全てフラット化することは大切ではないか。

国民においても国に納税をして、それ以後は全面的に依存していた体質から、自己責任のもと積極的に社会参画し活動をしていかなければならない。

公益法人という名の下、国家からの特別優遇を受けるわけなのでその優遇の為の負担は広く国民に向けられるのでその事業内容、人事等の内容については、国民への公表を義務付けなければならない。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

現代社会に於いて、もう一度公益を精査する上でも準則主義で設立し、その中で公益というカテゴリーの中での優勝劣敗が行われるべきでは無いだろうか。民間での第三者機関の制度(チャリティ委員会のような)と民意を図る制度(一般抽出的な公益市民会議のような)によって、その法人として特別優遇を受ける上での評価が行われるべきではないか。非営利法人を2階建てにする現在進められている改革は、市民側に非常に分かりづらくどの法人が公益活動をしているか判断しにくい。公益を要件としない法人と公益法人とは、一見して判断できる制度にすべき。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

公益性の判断基準は必要。

判断主体に関しては、税担当者ではなく、市民が中心となる第三者的な存在が必要。市民の自立を促し積極的に公益活動に関わるためにも、市民が中心となり自ら評価・監視し非営利法人の活動をチェックすべきである。

そして、常に新鮮で効率的な公益が育まれるよう法人の設立と廃業が民間企業と同じようにフレキシブルに行われるようであればならない。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

主務官庁制は、全く論外であり社会悪である。

公益性の判断基準は、21世紀の近代社会における公益の定義として時代背景をきちんと照らして定義付けし、それを国民が客観的に判断する為の基準を詳細にする。

判断の主体は、政府外機関(チャリティ委員会的なもの)と民意(民意を図る手段を構築投票等による認可)である。

公益法人が時代や活動のクオリティを維持できない場合は、いつでも解散できるようにする。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

公益法人が主務官庁の下部組織として、活動する時代は終わった。政府が果たす役割を公益法人に委託する現状では小さな政府にならない。民にできる活動は積極的に民に委譲すべきであり、公益法人は市民の利益のために活動しなければならない。

【質問3】 貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

正会員には、居住地(または勤務地)と年齢等で一定の制限を設けている。また、正会員になろうとする者は、正会員2名(あるいは正会員1名と特別会員1名)の責任ある推薦を必要としている。

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

入会金及び年会費を定額で、徴収している。  
額の設定の経緯は明確ではないが、当法人の年間支出概算に対するところから設定されるものである。

【質問4】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

当法人が行う全ての事業

(b)共益的な性格の事業

殆どない(しいて言えば、会員研修に対する費用)

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

0 円 ※収益事業会計は存在するが毎年±0または赤字決算  
0 %

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

対価を伴う公益事業はない。あったとしても収支バランスは±0ベースで考えて設定している。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。  
(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

ない

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

各事業ごとに事業運営等にかかる経費として全額扱う。

【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

会費収入が0であったとして一年間の組織運営が可能である状態を想定している。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

概ね一年間運営維持額程度が適当

(意見) 会費収入をベースに組織運営を図っている当法人としては上記が最低基準であり、ある程度(一定)の内部留保は必要であると考えます。

(理由) 外部資金導入による組織運営が成り立ちにくいから。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 12 回程度

(主な議題) 総会承認された議案(事業)に対する事業計画・報告及び予算・決算、入会等に対する承認

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

正会員は全員無報酬。

事務局員は事務局就業規則に基づき給料支給。 ※公表していない

- ③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

会員または役職に対する責任感及び自覚、社会貢献に対する高い志と強い覚悟が重要であると考えます。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)		○	正味財産増減計算書		○
役員名簿		○	貸借対照表		○
社員名簿(社団のみ)		○	財産目録		○
事業報告書		○	事業計画書		○
収支計算書		○	収支予算書		○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

年に概ね 2～3 件程度

※各地の同種団体からの問い合わせに関しては、月2～3件程度

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

会員名簿が流出し、名簿屋等を通して会員宛の様々なDM・電話等による勧誘等。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

会員(役員)名簿

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

特にない

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

当協会は、従来から多様かつ創造的な民間非営利公益活動を促進する上で法制度として問題点の多い現行公益法人制度を、抜本的に改正するよう求めてまいりました。

また、当協会は改革の基本的視点として、「非営利公益法人の市民社会における役割を不可欠なものとして評価し、その活動を促進しなければならないことを認識することが出発点であり、市民参加の公益活動とこれに対する税制等の積極的支援が根付くための契機とすること」(当協会「意見書」平成14年9月)とし、さらに、「新しい公益法人制度はまさに市民による市民のための活動の組織として、市民による自由で多種多様な公益活動を支援するものであること」(当協会「新公益法人制度の提言」平成15年2月)を繰り返し主張してまいりました。

その上で新しい制度のあり方として当協会は、公益性のある非営利法人と一般の非営利法人は社会に対する責任のあり方が根本的に異なるため、両者を同一の法人制度の下に置くことは公益活動の活性化にとってむしろ弊害があり、社会にとっても混乱を生ずるおそれのあることから、これを別法人類型として法人法制上区分すべきであること、ならびに創設される新公益法人制度は、NPO 法人や社会福祉法人など特別法に基づく公益性のある法人をも含むことを目指すべきと提言してまいりました。

しかしながら、昨年6月の政府閣議決定による「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(以下「基本方針」)は「公益性の有無に関わらず、新たな非営利法人制度を創設する」としており、公益性のある非営利法人と一般非営利法人を一本化した法人法制を想定しており、今回の「中間整理」もこれを前提として論点を整理しています。

しかし、非営利法人制度を創設する意義・理念は依然明確ではありません。中間法人制度と酷似しており、今後両者がどのような関係になるのかも判然としません。もともと、法人の目的や機能という有機的な相違を無視し、法人の性格を非営利という無機的な法技術が共通であることにのみ着目して、法人格を一本化しようというところにこれらの問題点が発生する原因があるものと考えられます。

このように、基本的枠組みの点で考え方に大きな差異が見られ、当協会としましては今なお、法人格付与の段階で両法人類型を分ける考え方が、新しい社会における非営利法人制度の在り方として最も妥当なものであると信じていますが、ここでは法人格を同一とする前提で「中間整理」が纏めた論点に対応して、以下意見を申し述べることにいたします。

## 1 「改革の意義」について

「中間整理」は「基本認識」として「民間非営利活動は我が国の社会を活性化する観点からも有意義であり、個人や法人の自由で自発的な活動に根差す民間非営利部門が政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協同の関係を維持しつつ、機動的な対応が難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待される。その際、民間非営利部門によ

る公益的活動が果たす役割は極めて重要である」と述べています。

このように「中間整理」における基本認識は、当協会の視点とほぼ一致しているものと評価できますが、問題は制度の詳細が真にこの基本認識に即して作られるかどうかです。

羊頭狗肉、竜頭蛇尾に終わることなく、民間各方面の意見を十分に斟酌された上で、民間非営利活動促進に向けて21世紀における国内外の社会に誇ることのできる制度創設に向けて、更なる検討をお願いします。

## 2 新たな非営利法人制度についてー残余財産の分配についてー

「中間整理」では「(社団形態の非営利法人については)解散後の残余財産の帰属については、定款又は社員総会の決議によって定めることとし、その結果、残余財産を社員に帰属させることも妨げないこととする」としているが、そのようなタイプの法人と一切残余財産を社員に分配できず、同種の公益組織・国・地方公共団体に帰属させるタイプの法人に類型を分け、後者から前者への変更を禁ずることとしていただきたい。

残余財産非分配が絶対条件である公益性のある非営利法人が公益性を喪失した場合、社員総会の決議により社員等への私的分配を可能とする変更を可能とすれば、このような変更は寄付者を含む一般市民の期待を裏切り、ひいては公益性のある非営利法人制度への信頼を低下させることとなるからです。

したがって、両タイプの非営利法人は法人制度上峻別すべきです。

## 3 公益性を取り扱う仕組みのあり方

### (1) 公益性のある非営利法人の法人類型

新たに創設される非営利法人は、行いうる事業内容に特段の制限がなく、比較的軽い規律により運営が可能な法人類型が想定されており、その特徴である非営利(非分配)の要件についても、いわば法技術としての形式的な側面が強く、これを潜脱して関係者への事実上の分配をすることすら十分可能です。

このような便利な法人にはありとあらゆる目的の法人設立が予想され、既に中間法人の事例が示すとおり「法人の坩堝」となる可能性が高いと考えます。

一方、公益性のある非営利法人はその法人から利益を受ける受益者たる市民と、その法人に対し寄附やボランティア活動を通じて協力する市民の両者に対して責任を有しているため、おのずから一般非営利法人に比し規律性の高いそして透明性の高い運営が求められることとなります。このように目的、性格、運営規律の異なる二つの法人を、非営利という法技術だけに着目して同一法人類型とし、法人法制上一切区分しない考え方には強く反対します。

「基本方針」および「中間整理」は法人制度上公益性の有無に関係なく、法人としての共通原則は新設される非営利法人法に根拠を置くとしていますが、その前提に立ったとしても、公益性のある非営利法人については民事法において公益性の要件、判断の仕組み、その法的効果、事後チェックのありかたなどを規定することは十分可能です。

したがって、当協会は「中間整理」が「公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定」とする「考え方 A」により制度設計をしていただくよう強く要望し

ます。もう一つの選択肢とする「考え方 B」のごとく、「税制上の効果の重要性に鑑み、公益性に係る特別の取扱いは税制上の観点から行う」考え方は民事法上公益性ある非営利法人を抹殺するもので絶対に採用するべきでないと考えます。

## (2) 公益性判断機関

### a 組織のあり方

公益性の判断機関としては、中立的で公正な判断ができる単一の組織を考えていただきたい。この組織は国家行政組織法第3条に基づく委員会が最も適当と考えられるが、併せて第8条による委員会、または、純粹の民間機関なども視野に入れて検討していただきたい。

課税庁が判断機関となることは論外です。

また、地方における判断業務を全て中央で実施することは事実上不可能であり、各都道府県毎に中央と同一性格の判断機関を設置すべきです。

判断機関の委員は民間有識者から登用し、また事務局においても弁護士、公認会計士、公益法人実務家など民間人を起用するなど独立性が強く民間色の濃い組織を検討していただきたい。

なお、「中間整理」では「一定の体制(組織・人員等)の必要性和、行政組織の膨張抑制の要請との調和を図る観点を踏まえ、さらに検討を進める」としてはいますが、このような判断機関を設ける以上一定の体制は不可欠であり、また、主務官庁による公益法人の現行指導監督体制に必要な組織・人員が不要となる点も考慮すべきでしょう。

### b 職務の範囲

新設される公益性判断機関は、単なる窓口業務としての公益性判断だけでなく、英国チャリティコミッション同様、公益性のある非営利法人に対する事後チェックならびに支援・相談機能をも併せ持つべきです。

## (3) 公益性の判断要件・手続

### a 基本的な考え方

公益性は当該法人の①設立目的②活動(事業)分野③組織(規律)の3点により判断します。

(ア) 設立目的は私益ないし共益を目的とするものでなく、利他(他益)の精神により社会一般の利益追求を目的とするものであること。

(イ) 活動(事業)分野は特定非営利活動促進法第2条別表の規定や、欧米の事例を参考にして、できるだけ具体的に詳細に列挙すること。

(ウ) 組織(規律)要件は、各機関の構成などいわゆるガバナンスおよび情報公開について、一般の非営利法人に求められる水準以上の規律とすること。

これらの判断要件は「中間整理」も述べるように、極力明確、客観的で、原則的に判断機関の裁量の余地がない基準として、非営利法人法又はその特別法で法定していただきたい。



## b 判断手続

この判断は設立にかかわる基本文書(定款・寄附行為、設立趣意書、申請時における事業計画・予算など)により判断する。

また、この判断は法人設立と同時にしくは事後いずれの時点においても求めることができるものとする。同時に判断を求める場合には、設立者の便宜に配慮し、登記手続と判断手続が一連の手続として処理できるものとする。

「中間整理」が検討の余地を残している活動実績を求める考え方は、新しく公益活動を行おうとする者の意欲を阻害するおそれがあり、強く反対します。

## (4) 適正運営の確保

### a 内部規律のあり方

新しい非営利法人制度においては、法人の自主性、自律性が最大限に尊重されなければなりません。

しかし、これは自由放任を意味するものではなく、公益性のある非営利法人は、先に述べたようにその法人から利益を受ける受益者、寄附者・ボランティアの協力者たる市民に対して責任を有しているので、一方で自己責任原則のもと一般非営利法人に比し規律性の高いそして透明性の高い運営が求められます。

たとえば、役員の実任・義務を規定するにあたっては民法による委任法理だけでなく、受託者責任(フィデュシアリデューティ)の法理も取り入れる必要があるでしょう。

また、各機関における権限(決定、執行、監督)の分配、情報公開、外部監査などがバランスについてもよりしっかりした制度構築が必要となります。

ただし、これらの仕組みを考えるにあたって、いたずらに過重、煩雑な仕組みとならないよう、小規模法人には特例措置を講ずることを検討していただきたい。

### b 事後チェック

新設される判断機関が公益性のある非営利法人の事後チェックを担当することがもっとも効率的です。すなわち、年次届出書類のチェック、立入り検査、業務改善命令、聴聞、公益性判断取消しなどです。

また、一般市民による監視機能を効果的にするための工夫(例えば判断機関への苦情申立て制度や監事への監査請求制度など)も検討してよいのではないのでしょうか。

## 4 その他

### (1) 現行公益法人の取扱い

現行制度の廃止、新制度の創設にあたって、現行公益法人は何らかの法人類型を選択することとなります。その大部分は公益性のある非営利法人への移行を希望するものと思われそうですが、一般非営利法人を積極的ないし消極的に選択するものや、特別法による法人(NPO 法人、社会福祉法人、医療法人等)を選択するもの、さらには営利法人もその候補と考える場合もあるでしょう。また、その場合においても、全部移行や分割して移行、統合して移行、社団・財団間の組織変更など様々な態様が考えられることとなります。

現行制度下にあつて主務官庁が公益法人として設立を許可し、その後もそれぞれ長年にわたりその業務を指導・監督してきたわけですから、本来現行公益法人はすべて新制度下における公益性のある非営利法人に移行可能なはずであります。何らかの事情で他法人類型に移行・転換する場合にも財産と事業が円滑に承継できる法制を是非とも整備していただきたい。

また、現行公益法人については新制度施行後、一定期間の経過期間を設けその間は旧法の適用を継続する、または新制度における公益性のある非営利法人とみなすなどの措置を検討していただきたい。

#### (5) 課税関係

新非営利法人および公益性のある非営利法人の課税関係についても、有識者会議の場で討議し、所轄の政府機関にその考え方を提言すべきです。

とくに、公益性のある非営利法人に対する国としての支援・奨励策として最も重要かつ典型的なものは税制上の支援です。有識者会議はまさに非営利法人、なかんずく公益的活動を担う法人の今後の役割、そのあり方および仕組みを検討する場ですから、それに相応しい課税関係についても十分議論を尽くし、有識者会議の考え方として政府(所轄の政府機関)へ提言する義務があると考えます。

#### (6) 公益信託

公益信託は財団法人制度と並んで財産権を活用して公益活動を行うための制度です。

周知のとおり、この公益信託制度は主務官庁の許可制など現行公益法人における主務官庁制度と類似しています。公益法人制度の抜本的改革が行われようとしているわけですから、類似の公益信託制度についても同様の視点で並行的に改正を検討されてしかるべきです。

**【質問2】** 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

一般論としていえば、内部留保基準や財団法人に対する基本財産の運用規制は疑問である。

内部留保基準は法人の実態に合っていない(内部留保についての考えは【質問4】回答参照)。財団法人の基本財産については、金利動向に合わせ、ある程度弾力的な取り扱いができるようにすべきである。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

相談、研修、調査研究、広報、出版等の全事業が公益事業である。

(b)共益的な性格の事業

なし。

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

指導監督上の収益事業はなし

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

各事業ごとに収支均衡が理想、それがムリでも公益事業トータルで収支均衡を、と考えているが、現実には全 12 事業のうち黒字事業はわずか 2 事業のみ(平成 15 年度)。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

研修事業、出版事業に関しては、同様の事業を行っている営利法人が存在する。ただし、当協会が公益法人なるがゆえに特別の優越的立場にあることはない。

研修会等の参加費は、できるだけ多くの法人に参加してもらえよう営利法人より低めに設定している。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

寄付金募集は事業ベースでスポット的に実施。最近では、創立 30 周年記念事業(平成 14 年度)、公益法人制度改革特別事業(平成 16 年度)のための寄付金募集を行った。事業収支は公表。

- ⑥ (財団法人に対して)現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

取り崩しの必要性をあまり感じていない

(理由) 当協会の基本財産はわずかであり、必要性は感じていない。

ただし、一般論として述べれば、基本財産の取り崩しに関しては弾力的な取り扱いが望まれる。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

寄附行為に沿った公益事業を円滑に実施するための経費

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

概ね 200～300%程度が適当

(意見) ・ 内部留保は将来的には、その団体の自治に任せるべきである。

(理由) ・ 公益法人もゴーイング・コンサーンとして、適正な内部留保は重要な課題である。内部留保の額が明確な根拠もなく大きいのは確かに問題であろうが、かといって、小さすぎるのも事業の継続性という点から見て問題である。双方向からの視点が必要であろう。

- ・ 内部留保の水準を一律に決めることはできないのではないか。どの程度が適正であるかは、法人の業態や財務構造などによりさまざまと考えられるからである。例えば、期末にしか金融収益が入らない法人などの場合は100%の内部留保が必要になる、等々。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 2 回以上

(主な議題) 事業計画・収支予算、事業報告・収支決算、評議員・顧問の選任(以上、議決事項)、その他重要事項、報告事項

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

「役員報酬規程」あり。公表はしていない。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 2 回以上

(主な議題) 理事・監事の選任(議決事項)、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算(以上、諮問事項)、その他重要事項、報告事項

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数：有  
構成：主に会員財団法人・社団法人の現職役員、一部有識者。  
職務内容：理事・監事の選任、理事長の諮問事項に対して意見を述べること、当協会の提言案等に対して意見を述べること。  
※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

- ④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

「問題意識・情報の共有」「各人の責任の自覚」が重要だと思う。  
そこで、当協会では、電子メールを活用、理事・監事・評議員らに頻繁に情報提供を行うほか、事柄によっては意見を寄せていただくようにしている。このほか、3月、6月の定例役員会とは別に、毎年秋に合同役員懇談会を開催、問題意識・情報の共有を図っている。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	○	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 0~1 件程度  
インターネットで公開しており、直接来訪による閲覧はほとんどない。

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることにについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

- ・ 当協会ではすでに、理事以外にも、関係者名簿、直近の理事会・評議員会議事録等を、ホームページ上で公開している。
- ・ 情報公開の対象者、範囲を広げることは大賛成。公益法人が社会に対して情報をより多く、積極的に開示することは、公益法人の実像及びその活動の理解につながり、非常に有益と考える。
- ・ ただし、社団法人の社員名簿の全面公開は疑問。プライバシー侵害のおそれがある。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

- ・ 当協会の場合、税法上の収益事業は赤字続きである。軽減税率は実質上関係ない。
- ・ 当協会は寄付金税制上の取り扱いは特に受けていない。
- ・ 当協会の平成14年度決算をもとにして、原則課税となった場合、どの程度の税負担が生じるかについて試算してみた(別添資料をご参照ください)。現行軽減税率の適用でも、85万円弱の税負担が生じることが分かった。

(意見)

- ・ 今般の制度改革に当たっては、今後の社会における民間非営利公益団体の役割を積極的にとらえ、育成、促進の視点に立った税制構築に努めるべき。そこで、新制度における公益性のある非営利法人に係る税制については、
  - ① 現行非課税制度を継続すべきである。
  - ② みなし寄付限度率を撤廃、みなし寄付を100%認めるべきである(その際、税率はこの措置と整合性のあるように調整)。
  - ③ 利子配当所得税については現行取り扱いを継続すべき。さらに、寄付文化を育てるために、次の諸項目の整備が望まれる。
  - ④ 個人の少額寄付金制度を創設すること。
  - ⑤ 併せてボランティア活動に要した諸経費を上記少額寄付金に含める制度を創設すること。
  - ⑥ 現行特定公益増進法人制度に代わる客観的明瞭な寄付金制度を創設すること。
  - ⑦ 資産寄付に関する支援税制を整備すること。
  - ⑧ 個人住民税(地方税)に係る控除制度を所得税並みにすること。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

国会での立法を必要とする特殊法人の設立が困難になった後に、設立許可権限を持つ監督官庁が、いわゆる行政に密接な関係を持ち、多額の補助金の受け皿になった「省益法人」とも言える公益法人を増設、その在り方が行政改革の一貫として問題視されるに至り、「基本認識」においては、新たな非営利法人制度を作り出す議論にすり替えようとしているように感ずる。

「民でできることは民に」という内閣の改革方針が一貫されることが望ましい。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

社団形態の非営利概念が、「剰余金を社員に分配することを目的としない」と明確に定義できることに対して、財団形態の非営利概念が不明確である。この時点で、公益性を要件としない新たな非営利という概念を付け加えるのは、いたずらに議論を煩雑にするのではないか。

議論の出発点は、社会的意義のある活動をしているのに法人格を認められないという不合理を解消しようとするにあつたと認識している。

それならば、「公益性」の概念を再定義して、社会的意義の高い活動をしている団体を公益法人に加えられるようにし、それ以外の団体は任意団体等に整理してはどうかと考える。以上のように、制度の簡素化をしていくことが、行政改革の趣旨であると考えられる。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

不特定多数が理解するものを公益性が高いとし、特定少数しか理解し得ないものを公益性が低いとする論理があるとすれば、我が国に存在する固有の文化に関しても、「誰にでも楽しめる」文化しか公益性を認めることができなくなり、日本の歴史や文化を破壊することになりかねない。

よって、営利・非営利に関わりなく、「公益性」の定義をし直す必要がある。

また、各監督官庁が持っている公益性の判断の権限は、例えばそれを総務省に集中するなどの集約化が必要である。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

適正運営の確保については、国からの補助金の受け入れを前提としている法人と、補助金なしで運営している法人とは分けて議論すべきである。補助金なしで運営している法人は、事業収入の確保という観点で緩やかな市場原理が導入され、市民の賛同を得られるような適正運営を経営者に、すでに要求している。事業収入だけでは運営が難しいために公益法人という形態をとらざるを得ないという場合にも、いきなり国による補助金という形ではなく、民による自由な寄付金をさせるべきである。自由

意志による寄付が民にできることは、民でという論理において必要と考えている。

文化財に関わる公益法人であっても、美術館や博物館の公開だけでなく、重要な美術品類を損なわず後世に伝えることに価値を見いだした人からの寄付金を受けることが可能になる。それでも経営が困難な場合には、国や有識者の意見に付して、補助金制度やさらなる税制の特典により保護を行うべきではないか。

(その他)

財団形態の分類は、営利・非営利ではなく、専ら「公益性の有無」をもって判断されるべきであり、「営利・非営利」は税制優遇の可否の問題と認識し、議論を分けるべきである。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

#### 税制との関係

公益法人の本来の活動を大きく制限し歪めているものに税制がある。税制では、公益法人といえども、本来の公益性の範囲を逸脱した対応を求められる場合もある。例えば、公益法人への寄付において寄贈者が租税特別措置法第40条の非課税扱いを受けた場合、寄付財産の取扱いの制限に時効はなく、その後、公益法人側の寄付財産の利用が制約あるものとなっている。この制約は、税法の悪用を防ぐ前提にあるのだが、老朽化した寄付財産である建物、設備の買換えが困難であったり、時代の変化に伴いコレクションとしての役割を終えた所蔵品に縛られる美術館や博物館があるのは事実である。

公益法人の指導基準は、そうしたすべてを網羅したものへと改革すべきである。

#### 官業による民業の圧迫

公益法人として同種の民業を圧迫するのではないかとの警鐘が鳴らされるが、博物館、美術館の業界では、官業の民業圧迫がさも当然のように行われている。議会で決められた料金体系での活動は、民立民営の料金体系を歪め、公立では年間の運営コストが直接・間接に税金で賄われる。適切か否かを問わず運営コストを受益者に正面から転嫁するのではなく、税金で回収するという「一見タダ」に見える構造は、一部民間に与えられる補助金なども性質を異にするもので、「民立民営」を、一見まるで金儲けをしているかのように映し出す。「民でできるものは民で行う」という行政改革の趣旨からは、それていると考えざるを得ない。

#### 「旧家型公益」の認知

歴史的財産を多数保有する旧(大名)家も、現代的法治社会にあつては納税者であり、私有し続けることで相続などによってその財産を散逸させることは、社会的損失である。例えば、大名家に伝わる200パーツを超える道具類から構成される婚礼道具から、売却が可能だからといってその一部を売却することは、その揃い道具全体の文



化財的価値をなくするのも同じである。その全体が揃っていてこそその価値があるのである。そのために私財をあえて公益法人に寄付し、コレクションを破壊せずに伝承する道を選んだ「旧家型」とも称すべき公益法人があることを認知していただきたい。

#### 「文化財保護」と「公益性」の背反

稀少動物であるイリオモテヤマネコやアホウ鳥を保護している公益法人が、公益性の定義にしたがって、不特定多数の人の理解を得るために公開を優先したとしたら、これらの動物の保護が困難になるように、文化財も公開による褪色や損耗を防ぐために公開に消極的だからといって、その保存活動を行う法人の公益性を否定するべきではない。しかしながら、現実には公開実績を公益性の物差しにしているきらいがある。「保護するだけでは公益性なし」との判断がされてはならない。

また、「不特定多数」とは「大衆」を指すのではなく、所有者以外の者（たとえ少数であっても）の展覧に供した時点で「公益性あり」と見なされなければならない。国・公立博物館の動員数至上主義は、税金によってその活動が担保されている故に、納税者（大衆）への還元をいかにしているか、の現れであり、公益性の物差しにはならないと考えておくべきである。

#### 公認会計士制度と公益法人制度

現在、公認会計士による外部監査が、公益法人全般に適応されることが、推進されている。しかし、グローバルスタンダードを標榜するアメリカの公認会計士制度は、英・オランダの資本が、海を隔てた資本投資先で役員の実態を監視するもので、資本家の利益を重視した会計の基準といえよう。これらの会計制度は、当該企業の株式を保有する投資家のために、株式を保有し続けることが、投資家にとって有利であるか、不利であるかの適切な情報を提供することを主眼としているため、時価評価主義が中心となりつつある。企業の資産評価は、オーナー的な経営者にとっては、そのまま経営をつづけるか、その企業の売却によって得られる所得によって引退を決める物差しとしての意味を持つが、公益法人で、資産を売却することは想定外である。公益法人に関しては、税金による補助金が直接導入されている法人に対して、補助金の使い道が適切であったか厳しく監査するというのが会計基準の徹底の本来の目的であって、非営利法人の会計基準に資本家の利益追求を重視した企業会計基準をそのまま導入することや、会計士による外部監査の必要を全公益法人に広げる必要があるのかは疑問である。会計士が収益事業者である以上、利益追求は当然のことであり、公益法人にとって監査費用は管理費の増大に直結し、本来公益事業に還元すべき法人の事業資金に影響を及ぼすものである。

また、近年の公益法人の改革に伴い、公益の定義も指導官庁の指導上の公益事業と税務上の公益事業は語句が明確に分けられることとなった。例えば、博物館・美術館では、来館者のニーズにあった施設づくりの為にレストランやミュージアムショップの運営は指導上の公益事業とみなされ、これらの設置が推進されている。しかし税務では収益事業とされる。したがって会計上、公益と収益の2つの会計を管理する必要が生じてきている。実質、二つの法人の会計処理を行うのと等しい。公益法人の改革によって、事業内容を明確に関連法規の則した公正な会計を行えば行おうと努力

するほど、公益法人の会計は複雑になり、この業務に従事するには公益法人に特化した知識と熟練が必要になってきている。経験から推して、これは、管理部門における雇用を難しくし、費用の増大につながっているといえる。

公益法人の会計基準の厳格な適用によって会計士や税理士の関与が公益法人に広まり、企業会計に準じた会計士による適正な会計処理と、税法に則り適正に処理された会計処理が必ずしも一致しないことがしばしば起こっている。こうした議論が、会計処理の方法論ばかりに偏り、公益法人が行う現実の事業の善し悪しからは距離感のあるものとなっている。

非課税と思われがちな公益法人においても、消費税申告と納税は行われている。つまり、税法に則り適正な会計処理が行われているかは税務当局からの監査を受けているともいえよう。納税処理上、不正があれば、厳しく追徴課税もされ、消費税の導入により、公益法人も税申告を目的とした会計処理の基準は満たしているといえる。不要に高度な会計基準の導入は、管理部門の費用の増大につながり、会計報告だけが公益法人の事業の公正さを判断するものさしであるかのような印象すら受ける。

#### コスト意識の重要性

管理費に比して事業費の割合を増大させることが、要求されているが、さまざまな書類整備や公開要求に答えるため必然的に管理費が増えざるを得ない。

最大のコストは時価評価に関わるコストである。基本財産になっている土地や美術品の時価評価を常に適正なものにすることは大切ではあるが、売却することが許されていない土地や美術品の時価がわかっても無意味である。専門家による評価は膨大なコストがかかり、限られた収入の中では、事業費を削って、管理費を増大させることになる。美術品にとっては、帳簿上に正しい時価評価で載っているよりも、そのものが適切に保存されていることが何倍も大切なことは議論を待たない。

さらに、公認会計士による外部監査は、膨大な監査費用を流出させる。余計な監査費用を払う分を事業費の充実に充てるべきである。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

#### (a)公益性の高い事業

博物館の運営、史跡の公開……………事業固有の収支状況はやや赤字

#### (b)共益的な性格の事業

なし

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

指導監督上の収益事業は行っていない。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

市場原理、すなわち類似施設の価格を参考に決定。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。

(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

考えていない。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

平成4年度、博物館施設の拡充工事のため、特定寄付・指定寄付の募集を行い、全額工事費用として支出済み。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

あまり感じていない

(理由) 基本財産は、財団の根幹をなすものであり、経営上の理由からその取り崩しを行うことは、将来的な経営の健全性を阻害する可能性がある。  
基本財産の取り崩しを行わない範囲で、事業計画を策定すべき。

#### 【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

翌年度の事業費。

事務をもっぱらにする施設のみで成り立つ財団とは異なり、博物館や史跡は設備規模が大きく、その維持費が事業規模に比較して過大になる場合が想定されている。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

内部留保水準は、概ね200から300%程度が適当

(理由) 内部留保については、観光シーズンなどに左右される事業の性質上、年度末(2・3月)に収入が多いため、期末の内部留保計算結果は過大になるが、翌年度の一般的な事業費(4月から1月)を賄うことを想定し、且つ突発的な施設や保存什宝等の修繕等緊急事態に耐えうるだけの留保が必要。

特に、文化財の場合は国や自治体に修理予算がなく財団で全額負担するケース(それでも業者や修理方法については指導がある。)、逆に予算がある(用立てられた)ので至急修理するよう指導を受け、自己負担部分を負担するケースがあり、特定預金として基金を準備してはいるものの、上記のような幅を持つことになる。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有

開催状況： 年 3 回程度

（主な議題） 事業計画・予算・決算等

（「設置していない場合」を想定しているが、その実態を知りたい。）

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事は、原則無給と考えている。ただし、理事のうち常勤である者については、対価を支払うことは考えている。ただし、現在はいない。

役員の退職慰労金規定があり公表しているが、あくまでも常勤者について支払うと規定しており、現在該当者はいない。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

（ア）評議員会（あるいはこれに替わる機関）の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有

開催状況： 年 3 回程度

（主な議題） 事業計画・予算・決算等

（イ）評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数： 15人以上 20人以内

職務内容： 評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

回数など形式的な指導が多く、ともすると形骸化するので、責任とインセンティブが社会的に明確化されることが重要。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書		○
役員名簿	○	○	貸借対照表		○
社員名簿(社団のみ)			財産目録		○
事業報告書		○	事業計画書		○
収支計算書		○	収支予算書		○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

帝国データバンクから年に1件程度

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることにについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

役・職員の個人情報情報は公開すべきではない。

- 【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

基本財産の税制や遺贈の税制があるから文化財が市場に流失し、死蔵されることなく公開できるので、博物館の設立や、存続に寄与している。

公益目的に照らし、博物館のバックヤード、収蔵庫などは博物館運営上の必要不可欠にもかかわらず非課税措置となっていないので、改善していただきたい。

消費税を本則で行っている場合、収支がより明確化されるとともに、国税の立ち入り権を認めたことにもなるので、透明性が高まり好ましい。

租税特別措置法 40 条の規定を再考していただき、近代国家の法制度を特徴づける「時効」といった概念の導入がすぐには難しくとも、個別事情の対応を充実させていただき、救済の道を確保願いたい。本条は寄付者の意欲を減衰させる。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

基本的な目的のものの基本認識は結構だと思う。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

公益性を有するものとそうでないものは、最初から別法人類型として、法人制度上も区分すべきと考える。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

- ① 不特定多数だけでなく、将来、不特定多数になると想定される不特定少数、特定少数も含むべき。
- ② NHKの経営委員のような、国会決議を経て認証される第三者機関とすべき。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

小規模な法人にとって、公認会計士・監査法人の監査を受けることは相当な管理コストの増大を招き本来の事業の縮小を余儀なくされるため、これを一律に義務付けることは適当ではない。

理事の社会に対する責任について自覚を深めてもらうことは重要な視点だが、一方で、ガバナンス強化のため、理事に、法律上重い責任を負わせることとすると、実際に理事を引き受ける者はいなくなるという現状にも十分配慮すべき。

(その他)

社会のためになる活動に対して、寄附や出資をしたいという人は、潜在的には多くいる。寄附をしたくなるような税制上の優遇措置を講ずるとともに、行政依存・企業依存でなく市民が「公」を担っていく意識、寄附を正當に評価するような意識を醸成していく必要がある。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

収益事業は、目的にかなっているものであれば、法人の自主性を担保する上でも、進められるべきである。収益事業に関するとらえ方に対する認識を新たなものとする必要があると考える。

【質問3】貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

特に、資格制限は設けていない。

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

正会員	—	民法上の社員
法人会員	—	当法人の理念と活動に賛同し運営への協力もする
普通会員	—	当法人の理念と活動に賛同する

【質問4】貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

セミナー、機関誌発行、オンライン上での音訳事業、顕彰事業等

(b)共益的な性格の事業

なし

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

指導監督上の収益事業はない。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

概ね実費相当分は回収したいとは考えているが、それでは売れないこともあり、低廉な設定としている。赤字である。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

セミナー等は存在する。参加費を低く設定し、バリアを低くしている。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

ネットワーク構築、運営費用、顕彰事業、音訳事業

【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の用途として主に想定しているものは何ですか。

-----

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

安定的な事業運営のため、内部留保水準は、概ね 20～30%程度はあることが望ましいと考えるが、その確保は難しいのが実情である。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無： 有  
開催状況： 年2回程度  
(主な議題) ①事業計画・予算、②事業報告・決算

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

-----

- ③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

平素より、できるだけ役員、社員に事業内容を理解してもらうよう、情報を心がけ、関心と共感を得ることが重要だと思う。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している



- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)		○	正味財産増減計算書		○
役員名簿	○	○	貸借対照表		○
社員名簿(社団のみ)		○	財産目録		○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

特に把握していない

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

特段の差し障りがあるものはあまりないと思うが、小規模の法人にとっては、ホームページ管理のためのコストについて配慮すべきである。

- 【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

- ・ 特定公益増進法人ではないので、寄附を集める上で制約がある。
- ・ 我が国は、寄附をするという文化が欧米にくらべ、大きく遅れている。広く一般の市民が寄附をしやすくなるような制度、寄附の文化を推進する制度を望む。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

改革を行うにあたって、まず特殊法人、公的資金で運営されている公益法人を見直す必要がある。公的資金を入れる必要性の有無。また活動実態のない公益法人の整理が第一の改革であると思う。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

公益性があるとか無いとかの問題となっているが、現在公益法人として認可されている法人の実態により判断すべきと思う。公益性の有無は直接的・間接的な公益もあり判断は困難である(業種により決定することも必要)。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

特になし。(公益法人として認可がある以上、基準は必要)

【質問3】 貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

- ・ 定款に規定。
- ・ 社団法人を設立する際に、労働省より一業種一団体という趣旨で指導を受けている。

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

給付金額、離職率、運用収入率に基づいて設定。

【質問4】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

市場の運用利回りが低いので厳しい状況となっている。

(b)共益的な性格の事業

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

給付水準、離職率、運用収入等に基づいて設定。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。  
(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

競合していないと考えている。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

**【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。**

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

将来の離職金の支払いに充当。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

一概には言えない

(意見) 当協会の離職金共済事業の性質上何%が妥当か一概には言えない。

(理由) 離職金・退職金事業では内部留保という考えにはならないと考える。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

**【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。**

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 2 回程度

(主な議題) 年次報告書の審議 他

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

特に定め無し。原則無報酬。

- ③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

-----

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	○	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求（来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等）の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 0 件程度

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

-----

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

公益法人が行う退職金共済事業は税法上収益事業にならず、法人税は非課税とされ又利息等の源泉徴収も免除されております。その点を加味して会費(掛け金)及び給付金が設定され、低会費での退職金給付が可能となっています。

次に税務当局より特定退職金共済団体の承認を受けておりますが、この承認を得るには商工会議所等の他では公益法人であることが前提となっています。このことにより、社員(会員)である法人等が支出する会費は税法上損金となり受益資格者の受け取る給付金は退職金とされます。

このような税制上の優遇措置が無ければ当協会のような一般の公益法人が行なっている退職金共済は退職金としてなんのメリットも無くなり、運営上も成り立たなくなります。まして現在のような超低金利の時代では益々困難な状態になることは確かです。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

公益とは、業界自らが「業界のスコープ」を超えた社会全体の枠組みの中で判断し活動できればよいのであって、理事として業界外の人間を2分の1以上入れないと公益にそぐわないというのは短絡的。監事に業界外の人間を増やす方が望ましい。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

公益・共益を問わず、準則主義により簡単に法人格が与えられることにより、反公益的で不適切な活動をする者が増え、かえって社会的混乱を惹起しかねない。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

改革の趣旨にかんがみ、公益性の判断基準はゆるやかなものにした方がよいと考える。課税上の判断基準と同一のものとする必要はない。

判断主体については、客観的かつ公平に判断できる独立したものとなると、

- ① 順法および課税を扱う機関が、即、公益性を判断できる機関には結びつかない。
- ② 民間に公益性の判断能力が備わっているところは思い浮かばず、新たな機関の設置を要するものと思われる。これを都道府県ベースで設置するとなると、さらにその機関を審査・監査する機関も増加し、かえって煩雑になる恐れがある。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

- ① 情報開示による透明性を確保
- ② 内部留保水準を基準値以内とするよう厳格に設定
- ③ 解散後の残余財産の分配は認めない
- ④ 非課税

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

指導監督基準において「理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること」とあるが、他の業界関係者が2分の1を占めれば公益性が保たれるという考え方は短絡的すぎるのではないか。業界関係者だけであっても、法人の透明性を図ることは可能であるし、不特定多数の利益の実現にも寄与している。

当会の場合は同一の業界関係者が理事として集まった方が、専門性を要する件について討議する場合、時間・費用面等において効率的であると考えている。

【質問3】貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

- ① 団体会員は、全国的な団体で、公益法人として所管大臣の許可を受けているものであること。
- ② 法人会員は、業務を行うに当たって大臣許可を受け、以下の条件を備えた社会的信用のある法人であること。
- イ 本会加盟団体の1以上の正会員であること
  - ロ 資本金が10億円以上であること
  - ハ 最近2年間における売上高が300億円以上であること

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

- ① 団体会費  
団体規模等により会費額を設定。
- ② 法人会費  
会費ランクは3種類。法人の経営規模、売上高、同等他者とのバランス、役員就任状況等によって異なる。
- ③ 特別会費(特別会員:外国法人を対象)  
一律で設定。

【質問4】貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

- (a)公益性の高い事業
- ① 都市再生事業への提言  
実際に都市再生事業に関わっている会員各社の生の声を集め、事業推進上の問題点を明確にし、その対策を提言という形にまとめて働きかけ、都市再生事業の促進に少しでも役立つべく活動している。
- ② PFI事業への提言  
今やPFI事業は130件を超え、公共施設の整備に大いに役立っている。PFI事業推進上の問題点とその対応策を提言として取りまとめ、PFI事業の更なる発展に貢献しようとしている。
- ③ 入札契約制度改革に関する提言  
公正で透明な発注システムの確立に向けて提言を行ったことにより業界の声が反映され、入札契約制度の透明性が増し、社会全般の利益になった。
- ④ 企業行動規範の作成  
これまでの企業行動および商慣行を総点検し、持続可能な社会の創造に向けて企業行動規範を制定。

⑤ 税制改正要望

都市再生やPFI事業についての要望が実を結び、都市再生等の事業が促進されることとなった。

⑥ CO2 削減実態調査の実施

CO2 削減目標を立て調査を行っている。問題意識を持つことにより大幅な削減を達成しており、地球温暖化抑制に貢献。

⑦ 省燃費運転研修会の実施・省燃費運転マニュアルの作成

⑥に関連して、大型車の省燃費運転研修会を行っているほか、パンフやビデオを作成して省燃費運転の周知に努め、地球温暖化抑制に貢献。

⑧ グリーン調達の促進活動

環境負荷の低減に寄与する原材料や製品を購入・使用するだけでなく、環境配慮設計や環境配慮型施工法などの積極的な採用等によりグリーン調達を促進し、天然資源の枯渇やエネルギー消費等の環境問題の改善に貢献。

⑨ 産業廃棄物不法投棄原状回復基金への協力

同基金に拠出することにより、産業廃棄物の不法投棄を撤去し、一般の人々の生活保全に貢献。

⑩ リサイクルの推進活動

副産物の排出抑制、分別解体・再資源化・再使用・再生資源の利用推進などにより、再資源化および縮減率が向上し、循環型社会の形成に貢献。

⑪ リサイクル広報推進会議支援

リサイクルおよび不法投棄の防止に貢献。また、同会議の活動を通し一般社会に対する教育普及活動を行っている。

⑫ 電子マニフェスト普及活動

電子マニフェストが普及することによって産業廃棄物の追跡が容易になり、不法投棄の防止に寄与する。

⑬ 重機災害防止ステッカーの作成

ステッカーを作成して重機に貼り付けるよう指導し、労働災害防止に貢献。

⑭ 科学技術館の展示

産業について理解を深めてもらう目的で展示を行っており、青少年の社会教育にも貢献。

⑮ 日米フォーラムの開催

日米相互の理解促進と経済摩擦の解消に寄与。

⑯ ハンドブックの作成

統計資料をわかりやすく解説した冊子を発行。大学の講義で使用されるなど教育分野でも活用されている。

⑰ 受注実績調査の発表

受注動向を調査・発表することにより社会の一種の指標となる。

⑱ 社会貢献活動支援

障害者関係団体や国際会議等に寄付を行っている。

(b) 共益的な性格の事業

特になし



- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

収益事業はなし。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

会員以外の一般の方が報告書等を複数冊入手希望された場合、1部あたりの印刷費相当分を負担していただく場合がある。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

当会と同様のサービスを提供する営利法人は存在しないと考える。

その理由として、当会は業界の公正な意見を取りまとめ、業界の発展と政府および民間の諸計画の遂行に協力することが主要目的であるが、このような活動が利益を生むとは考えにくい。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

寄付金はなし。

【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

- ① 事業計画では想定していない突発的な支出。  
・新委員会の設立とそれに伴う活動費用  
・緊急問題が生じた場合の講演会・研修会の実施  
・調査団の派遣、調査報告書の印刷、配布 等
- ② 年度当初の資金繰り

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

内部留保水準は、概ね 30~40%程度が適当

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有  
 開催状況： 年 1～2 回程度  
 （主な議題） 総会に付議する事項、委員会の設置等  
 ※ 理事会の他に常任委員会（年9回）を設置している。

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

常勤役員のみ報酬あり。  
 金額については、所管官庁の指導および会員会社の給与水準を参考に決定。  
 報酬についての規程は公表していない。

③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

- ① 理事会、常任理事会等への権限の委譲
- ② 権限の委譲先の構成員が適切であること
- ③ 法人内において部門間相互の意思疎通を図ること
- ④ 他の同業種の協会との事業面における協力、連携
- ⑤ 異業種団体との意見交換および情報入手

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款（寄附行為）	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿（社団のみ）	○	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

（公開：○ 非公開：× 部分的に公開：△）

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

ほとんどない

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

当会についての情報を会員が求めている場合は、基本的には全て公開すべきであると考えている。しかし、所管官庁に提出している書類の中には、役員の履歴書、就任承諾書等があり、これらについては住所など個人情報が含まれているので公開することは差し障りがある。

活動内容やその成果については社会へのアピールもあるので、ホームページ上などにおいて積極的に公開していきたい。

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

① 法人税を支払った場合、単年度ベースで赤字になり、本来の事業活動ができなくなる恐れがある。

② 営利法人なみの課税となった場合、事業上必要な積立金などに納税額が発生し、単年度ベースでの小規模な活動しかできなくなる。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

今まで所管官庁の指導に従って公益性の確保に努めてきている。改革によって公益性の基準などが大きく変わるようになると運営も変えていかなければならないので、大変気になる。また、公益法人会計基準も今後どうなるのか、気になる。

(その他)

当法人は、明治に設立された伝統ある公益法人であり、数万人に及ぶ会員も当法人の存在を誇りに思っている者が多い。改革の結果、いとも簡単に中間法人になればと指導されるようになるようでは困る。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

公益事業の規模を、支出総額の二分の一以上とすることは、財政上厳しい。

公益性の高い事業を行っていても、実際に、いかに不特定多数の者に広く利益をもたらすかはむずかしいが、趣旨に基づいて、努力を続けている。

【質問3】貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

会員資格は、原則関係する大学の在学学生、卒業生および教官である。

ただし、最近になって民法上の社員は各支部に属する上記会員の中から選出された代議員(およそ会員 200 名につき 1 名)とすることとし、所管官庁の許可を得て定款を変更した。

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

年会費 3,500 円 (ただし、一定年間支払い続けると完納。また、一括払いあり)

学生年会費、賛助年会費 1,000 円

【質問4】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

教育振興事業費、啓発事業費、出版事業費 (計約6000万円)

(b)共益的な性格の事業

新規の募集はすでに行っておらず、過去の受給資格者のみを対象とした事業である。(注:既に解散して、共済福祉事業の残務整理中のもの)

共済福祉事業費 (約280万円)

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

公益事業のために使用した額は 4,897 千円で、利益の全額(100%近く)を公益事業費に充てている。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

公益事業は受益者(一般参加者)については無料で行っている。今後も、対価をとることについては考えていない。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

不動産貸付

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

外部からの寄付金はほとんどない。

【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

内部留保はマイナス 1,096%

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

(注)内部留保の水準(%) = 内部留保額 ÷ (事業費 + 管理費 + 事業に不可欠な固定資産取得費) × 100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有  
開催状況： 年 10 回程度

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事は定款により無報酬

③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

理事会の定期的な開催（定例化）と、理事会、監事の活動情報の積極的な提供

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款（寄附行為）	○	○	正味財産増減計算書		○
役員名簿		○	貸借対照表		○
社員名簿（社団のみ）		○	財産目録		○
事業報告書	△	○	事業計画書		○
収支計算書	△	○	収支予算書	△	○

（公開：○ 非公開：× 部分的に公開：△）

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求（来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等）の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

ほとんどない。

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げるについて、どのようにお考えですか。  
例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

名簿関係など、プライバシーにかかわる情報については、慎重な配慮が必要。

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

「議論の中間整理」とは言いながら、内容は論点の併記にとどまり、具体的な方向性は一切記述されておりません。有識者の皆様方が議論されることの努力は多としますが、これらの多様な議論に意見、要望を申し上げる段階ではないと思われま

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

公益法人とは言っても、その運営は営利企業と何ら変わるところはないのが現実であるので、一般企業と同一の「市場原理に委ねる」ことにし、企業会計基準を共通の準拠法とすれば、「指導監督基準」は不要となるものと考えます。また、どのような制度、仕組みを作っても、所詮は「悪意」に対して事前に、かつ充分に対抗することが不可能であることは最近の経済的、社会的な犯罪の例を見れば明らかです。

ただし、公益法人の公益性判断は、主務官庁制を廃し、公的な第三者機関が、客観的な、かつ明示的な要件に基づいて行うものとし、それが認められた場合、にのみ課税の免除を行うことにすれば、延々と議論を続ける必要はないと考えます。

法人にとって、制度、組織やガバナンスはそれぞれ固有の問題であるが故に個々別々の、それぞれ最適と判断されるものであって、一律的なものは機能不全を招く虞が大きいと懸念される。

もし、それら固有のガバナンスが不十分で機能しないものであれば、民間の公益法人は、政府系の場合と違って自ずと存続出来なくなるのは自明の理であり、これが自浄能力であり、社会的な監視下の市場原理である筈です。

小手先の指導監督ではなく、社会的な監視の目を有効活用すれば、もっと厳しくなり、またそれに要する工数およびコストも格段に削減することが出来ると考えます。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

美術館事業および寄付助成事業

(b)共益的な性格の事業



- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

注：公益法人が行う収益事業は所謂「武士の商法」と変わるところがなく、マネジメント能力やマンパワーなどの経営資源の不足により、公益事業のために使用するほどの利益を確保するどころか、多額の赤字を垂れ流しているのが実情であります。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

対価は商品の価格と同様、それぞれの事業の市場価格に基づいて決められるものと考えております。公益事業ではあっても、経済原則の埒外にあるものではなく、市場価格を無視すれば淘汰されます。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。（同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。）

当財団の美術館事業および寄付助成事業は営利事業とは競合しません。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

外部からの寄付金はありません。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

将来的には取り崩しの可能性が考えられる

（理由） 基本財産とはいっても、財団設立上必須項目となっているだけで、財団運営上不可欠の資産であり、運用財産と何ら変わるところはありません。

従って、現在は兎も角、将来財団運営が万が一危機に瀕した場合には、存続または整理のために基本財産と雖も取り崩しの可能性があります。

そもそも、基本財産とは何なのでしょう。営利企業が経営再建、存続のために減資をしたり、会社更生法の申請を行ったりするように、財団にも消長、存亡の大きなリスクがありますので、最悪の場合には、どんな厳格な規定があろうと基本財産でも取り崩すことは避けられないのが現実だと思われます。

現実にそのような例が報道されておりますが、公になった時点では既に基本財産は処分されてしまって、もぬけの殻だけが残されます。結果としてそれを黙認せざるを得ないようなものであれば、基本財産などは始めから規定しなくとも良いのではないのでしょうか。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

営利企業では、内部留保の厚いところが良い格付けとなります。公益法人も本来同様の評価となるべきではないでしょうか？

従って、「内部留保＝悪」との視点に立つ質問には答えようがありません。民間公益法人では、内部留保を食い潰すことはその存続を放棄することと同意義であります。また、お役所の単年度主義および予算主義では民間の事業を継続して、しかも状況変化に適時適切な対応をしつつ運営することは不可能であります。特に、予算主義(予算の範囲内で運営することを金科玉条とする考え方)は諸悪の根元であり、無駄な支出や裏金作りなどの経理操作を行う温床となります。

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

(意見) 前述の通り、内部留保は多ければ多いほど良いと考えます。

現在の算定基準で言うところの内部留保は「運転資金」を指していると思われるが、それを規制することは当該公益法人の運営に支障を来す場合も懸念されるので、撤廃して頂きたい。

(理由)

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年に3回程度

(主な議題) 事業計画、事業報告および役員改選など

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事は原則無報酬。ただし、常勤の場合は当該個人の役職や履歴を個別に勘案して決定しているので、規定などはない。特に、特定の人を専門家として招聘するような場合には特段の配慮をしなければならない場合がある。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有  
開催状況: 年に 3 回程度  
(主な議題) 理事会に同じ

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数: 7人以上9人以内  
構成:  
職務内容:  
※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

このような質問がなされる意図が理解できません。「指導監督基準」では、理事、評議員また理事会、評議員会は必須となっております。それにも拘わらず、理事会、評議員会を設置してなくても認められていると解釈すべきなのではないでしょうか。

敢えて言えば、評議員および評議員会は法令によって明確にされているものではないし、また実務上もなければならないものではないが、指導監督基準に従って設置している。

特に、評議員は指導監督基準に従って寄付行為に定められてはいるが、実際上の機能は期待されておらず、功成り名を遂げた人をお願いして単なる員数あわせをしているのが大勢ではないでしょうか。

一般企業における社外取締役や監査役などのように、監事であれ評議員であれそれを設置する積極的な意義は認められない。どのような制度を作っても、所詮はそれを運用する側の遵法意識が欠如していれば不祥事件を根絶することは出来ないものである。理事の職務および責任を法令として明確にし、罰則規定を作るべきではないだろうか。

当財団では指導に基づき公認会計士の監査を実施しているが、単なる決算数値の確認および証明をいただく以上の期待はしていない。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款（寄附行為）	○	○	正味財産増減計算書		○
役員名簿	○	○	貸借対照表		○
社員名簿（社団のみ）			財産目録		○
事業報告書		○	事業計画書		○
収支計算書		○	収支予算書		○

（公開：○ 非公開：× 部分的に公開：△）

情報公開は建前としては理解出来ますが、財務諸表を公開することは、当財団が寄付助成事業を行う上で障害（寄付金や賛助金の強要など）となる懸念が大きいと判断しているため、ホームページ上には公開していない。

もう少し状況を見た上で掲載の可否を再検討したい。

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求（来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等）の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

特になし。

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

ホームページを開設しております。なお、このような質問に対する情報は毎年定期的に文部科学省に報告しております。

・ 情報公開していないので、特にトラブルを生じたことはない。

⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類（②参照）よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

まず何よりも、情報公開によって発生することが予想されるリスクを保護する措置がなければ、組織防衛、自衛のために公開することは躊躇せざるを得ない。

また、情報公開の目的として広く国民に知らしめることが挙げられてはいるが、果たして国民が等しくこれを必要と感じているのかどうか。単なる大義名分だけのために情報公開をすることは出来ません。すべて物事は「塊より始めよ」です。それぞれが所管する

外郭団体の内容を公開し、ガラス張りに見たらいかがでしょうか。

しかも、そのために現状の報告書類を増やすと言う屋上屋を重ねることも検討されているやに聞いておりますが、現状の資料さえ理解出来ない市民がさらなる資料を判読出来るものでしょうか。

さらに言えば、公益法人会計は致命的な欠陥を内包していることを、実務に精通しておられる有識者なり、検討委員会の皆様はご存じなのでしょうか。その欠陥を明確に認識し、かつそれをどうするかが最優先事項の筈で、現状認識なくして、どうしてより良いものが生まれ、改革出来るでしょうか。

**【質問7】** 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

現に受けている税制上の取り扱いがなければ、財団法人が行う公益活動は事業規模を維持することは困難となります。